

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

告示	ページ
平成十五年度家畜人工授精師養成講習会の実施(六七七・農畜産振興課)……………	1
大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(六七八・六七九・商工業振興課)	1
森吉町の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定(六八〇・建築住宅課)……………	2
田沢湖町の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定(六八一・建築住宅課)……………	3
神岡町及び増田町の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定(六八二・建築住宅課)……………	3
建築基準法による道路位置の指定(六八三・鹿角地域振興局建設部)……………	4
告示	
特定調達契約に係る落札者の決定(情報企画課)……………	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(県民文化政策課)……………	4
土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)……………	5
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)……………	5
教育委員会告示	
教育委員会会議の開催(一一一)……………	6
公安委員会告示	
道路交通法による技能検定員審査の実施(九六・九八・九九)……………	6
道路交通法による教習指導員審査の実施(九七・一〇〇)……………	7

告 示

秋田県告示第六百七十七号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、次のとおり平成十五年度家畜人工授精師養成講習会を実施するので、家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年秋田県規則第十一号)第一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成十五年八月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 講習の期日及び場所
 - (一) 期日 平成十五年十月三日(金)から同月三十一日(金)まで
 - (二) 場所 仙北郡神岡町神宮寺字海草沼谷地十三番三 秋田県畜産試験場
- 二 家畜の種類 牛
- 三 受講資格 家畜人工授精師の免許を受けようとする者で、家畜改良増殖法第十七条の規定に該当しないもの
- 四 受講定員 二十五名
- 五 受講に必要な書類
 - (一) 受講願書
 - (二) 履歴書
- 六 受講願書用紙の交付
 - (一) 期間 日曜日及び土曜日を除き、平成十五年八月二十二日(金)から同年九月二十四日(水)まで
 - (二) 場所 農林水産部農畜産振興課家畜生産・衛生班
- 七 受講願書の受付
 - (一) 期間及び時間 日曜日及び土曜日を除き、平成十五年八月二十九日(金)から同年九月二十四日(水)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
 - (二) 郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。
- 八 受講に要する経費
 - (一) 納付方法 講習の場所において発行する納入通知書により納付する。
 - (二) 額 四万円
- 九 講習についての問い合わせ先
 - 農林水産部農畜産振興課家畜生産・衛生班(電話〇一八 八六〇 一八〇九)

秋田県告示第六百七十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公示し、関係書類を縦覧に供する。

指定区域	面	積	法第五十二条第一項第六号の規定に基づく数値	法第五十三条第一項第六号の規定に基づく数値	法第五十六条第一項第二号二の規定に基づく数値	法別表第三(欄五)の項に基づく数値
<p>平成十五年八月二十九日</p> <p>秋田県知事 寺田典城</p> <p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 秋田県告示第六百七十九号 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。 平成十五年八月二十九日</p> <p>二 能代市長の意見</p> <p>(一) 周辺の交通への影響について 店舗の出入り口については交通事故が発生する危険性が高く、駐車場の出入り口に注意を促す表示又は看板を設置する等の交通安全対策を充分に講じていたいただきたい。</p> <p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 能代市長崎ショッピングセンター 能代市長の意見</p> <p>秋田県知事 寺田典城</p>						
<p>(二) 騒音及び光線による環境への影響について 店舗の閉店時刻の延長によつて生じるであろう、来客者等の増加による騒音レベル最大値の変化や、周辺交通量の増加に伴う騒音の発生も考えられる。 また、二十四時間営業のため深夜までの来客が予想されることから、駐車場内での不必要なアイドリング、クラクション、空ぶかしにも注意を行い、関係する苦情、相談があつた場合には遮音、防音等に関し最善の措置をお願いしたい。 騒音と同様に、店舗、駐車場、車両等の光線により周辺地域の生活環境に影響を与える場合も考えられるため、関係する苦情、相談があつた場合には遮光に対しても最善の措置を図つていただきたい。</p> <p>(三) 廃棄物について 店舗の閉店時刻の延長により、廃棄物の増量が予想されるところであるが、廃棄物保管場所及び資源化物保管場所の整理整頓に対し、一層留意願いたい。 また、廃棄物の減量化及び資源化の取り組みについても、これまで以上に徹底し特段の配慮を願いたい。</p> <p>三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要 意見書の提出なし</p> <p>四 関係書類の縦覧場所及び期間 縦覧場所 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室 能代市役所 商工港課 縦覧期間 平成十五年八月二十九日から同年九月二十九日まで</p> <p>(二) 縦覧期間 平成十五年八月二十九日から同年九月二十九日まで</p> <p>秋田県告示第六百八十号 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)以下「法」という。(第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二及び別表第三(欄五)の項の規定により、次のとおり区域を指定し、及び数値を定めたので、建築基準法施行細則(昭和四十七年秋田県規則第四十四号)第二十六条の規定に基づき、告示する。 平成十五年八月二十九日</p> <p>秋田県知事 寺田典城</p>						

森吉町の都市計画区域のうち米内沢中央地区	約九・九ヘクタール	十分の三十	十分の七	二・五	一・五
右記以外の森吉町の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域全域	約九百九十九・一ヘクタール	十分の二十	十分の七	二・五	一・五

(関係図面は省略し、建設交通部長官住宅課及び北秋田地域振興局建設部建築課並びに森吉町に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第六百八十一号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)(第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三(欄五)の項の規定により、次のとおり区域を指定し、及び数値を定めたので、建築基準法施

行細則(昭和四十七年秋田県規則第四十四号)(第二十六条の規定に基づき、告示する。
 平成十五年八月二十九日
 秋田県知事 寺 田 典 城

田沢湖町の都市計画区域のうち田沢湖高原地区	約十四・〇ヘクタール	十分の三十	十分の七	二・五	一・五
田沢湖町の都市計画区域のうち水沢温泉地区	約十九・一ヘクタール	十分の三十	十分の七	二・五	一・五
右記以外の田沢湖町の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域全域	約六千四百八ヘクタール	十分の二十	十分の七	二・五	一・五

(関係図面は省略し、建設交通部長官住宅課及び仙北地域振興局建設部建築課並びに田沢湖町に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第六百八十二号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)(第五十二条第一

項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三(欄五)の項の規定により、次のとおり数値を定めたので、建築基準法施行細則(昭和四十七

年秋田県規則第四十四号(第二十六条の規定に基づき、告示する。
平成十五年八月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 数値を定めた区域 神岡町及び増田町の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域全域
- 二 数値
 - (一) 法第五十二条第一項第六号の規定に基づく数値 十分の二十
 - (二) 法第五十三条第一項第六号の規定に基づく数値 十分の七
 - (三) 法第五十六条第一項第二号二の規定に基づく数値 二・五

(四) 法別表第三(欄五)の項の規定に基づく数値

一・五

秋田県告示第六百八十三号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第40号)第十条の規定に基づき、公告する。
平成十五年八月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 鹿角市花輪字上花輪二百二十五番地 株式会社大和地所 代表取締役 関 善兵衛	道路の位置の指定箇所 鹿角市花輪字合ノ野二百四十五番九、三百五十二番三十七の内及び字小坂八番四	道路の延長 五五・一九メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十五年八月二十日
---	--	--------------------	----------------	---------------------

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第307号)第十一条の規定に基づき、公示する。
平成十五年八月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 落札に係る特定役務の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 二千四百六十七台
- 二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
企画振興情報企画課 秋田市山王三丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日
平成十五年六月二十日
- 四 落札者の名称及び住所
エヌイーシリーズ株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 落札金額

- 六 二億四千七十七万二千八百円
契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
平成十五年五月六日

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。
平成十五年八月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日
平成十五年七月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 秋田パドラーズ
- 三 代表者の氏名
中西 信 豊

四 主たる事務所の所在地

秋田市大町一丁目二番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、自然河川環境社会を構築するすべてのネットワークの人々に対して自然環境保全を大きな柱として河川自然環境の事業を行い、自然環境保護社会創成に寄与することを目的とする。

六 定款の変更内容

収益事業の廃止と関係規定の整理

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平鹿郡大雄村田根森土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十五年八月二十一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年八月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年八月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

M E M S 対応型マスクアライナ 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年三月二十六日（金）

(四) 納入場所

秋田県高度技術研究所

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二) 入札の資格に係る申請

1) 入札の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格

三 審査申請書を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課（電話〇一八 八六〇 二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成元年秋田県条例第二十九号（第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年八月二十九日（金）から同年十月七日（火）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年十月十七日（金）午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(六) 契約書作成の要否 要

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

七 雑 駁
秋田県教育委員会告示第111号

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : High resolution manual mask aligner applicable for MEMS
- 2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 17 October, 2003
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division , Bureau of Treasury , Akita Prefectural Government , 4-1-1 Sanno , Akita City , Akita prefecture 010-8570 , Japan TEL 018-860-2738

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第111号
次のとおり教育委員会公職を罷免する。

平成十五年八月二十九日

秋田県教育委員会委員長 大 田 寛 子

- 一 日時 平成十五年九月五日 午前十時四十分
- 二 場所 秋田県教育委員会第一本庁舎
- 三 案件
(一) 独立行政法人日本スポーツ振興センターとの災害給付契約に係る并発競争の免状付与に係る取組の解除
(二) その他

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第96号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公告する。

平成15年8月29日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

- 1 技能検定員審査の種類
(1) 技能検定員審査（大型）
(2) 技能検定員審査（普通）

- (3) 技能検定員審査（大特）
- (4) 技能検定員審査（大自二）
- (5) 技能検定員審査（普自二）
- (6) 技能検定員審査（牽引）
- 2 技能検定員審査開始の期日及び場所
(1) 期日
平成15年10月1日（水）午前10時から午後4時まで

- (2) 場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の手続き

- (1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第2号各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当することを証する書面を添付すること。

- (2) 申請書の受付期間及び受付時間
秋田県の休日を除き、平成15年9月1日（月）から同9月5日（金）までの午前8時30分から午後5時まで
- (3) 申請書の提出場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所

4 審査手数料

(1) 技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては、20,500円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ20,500円から同表右欄の技能検定員審査（普通）以外の技能検定員審査に係る額に掲げる額を減じた額）とし、技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては、14,750円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ14,750円から同表右欄の技能検定員審査（普通）以外の技能検定員審査に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審 査 細 目	技能検定員審査 (普通)に係る額	技能検定員審査 (普通)以外の 種類の技能検定 員審査に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の 運転技能	3,950円	1,450円
2 自動車の運転技能に関する観察力 及び採点方法	6,750円	2,450円
3 教則の内容となつている事項	1,900円	2,200円
4 自動車教習所に関する法令につい ての知識	1,900円	2,200円
5 技能検定の実施に関する知識	1,900円	2,100円
6 自動車の運転技能の評価方法に関 する知識	2,000円	2,050円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除さ
れるときは、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつて
は11,650円、技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審
査を受けようとする者にあつては5,050円を減ずる。
2 審査細目の3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除さ
れるときは、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつて
は4,100円、技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査
を受けようとする者にあつては4,750円を減ずる。
3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免
除されるときは、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあ
つては19,700円、技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定
員審査を受けようとする者にあつては13,950円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

- 5 審査についての問い合わせ先
秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018 823 7740)

秋田県公安委員会告示第97号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項第1号イの規定により、
次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6
年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定に基づ
き、公告する。

平成15年8月29日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査(大型)
- (2) 教習指導員審査(普通)
- (3) 教習指導員審査(大特)
- (4) 教習指導員審査(大自二)
- (5) 教習指導員審査(普自二)
- (6) 教習指導員審査(牽引)

2 教習指導員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日

平成15年10月1日(水)午前10時から午後4時まで

- (2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 教習指導員審査の手続き

- (1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内
に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、
横の長さ2.4センチメートルのもの)をちよう付し、秋田県警察本部交通部運
転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の教習指導員審査に
用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮免許を除く。)に係る
運転免許証を提示すること。

- イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又
は第2項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞ
れ(2)当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

申請書の受付期間及び受付時間

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規

定する県の休日を除き、平成15年9月1日(月)から同9月5日(金)までの午前8時30分から午後5時まで

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

(1) 教習指導員審査(普通)を受けようとする者において、12,150円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,150円から同表中欄の教習指導員審査(普通)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者においては、9,850円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ9,850円から同表中欄の教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審査細目	教習指導員審査(普通)に係る額	教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,100円	1,450円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,350円	1,350円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,250円	1,250円
4 教則の内容ととなっている事項その他自動車の運転に関する知識	1,250円	1,250円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,250円	1,300円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	1,200円	1,200円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者においては6,350円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者においては5,050円を減ずる。
 2 審査細目の4及び5に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者においては2,600円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者においては2,650円を減ずる。
 3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者においては1,400円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者においては9,100円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018 823 7740)

秋田県公安委員会告示第98号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公告する。
 平成15年8月29日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

1 技能検定員審査の種類

(1) 技能検定員審査(普通二種)

2 技能検定員審査開始の期日及び場所

(1) 期日 平成15年10月1日(水)午前10時から午後4時まで

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の手続き

(1) 申請手続

秋 田 県 公 安 委 員 会

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（普通）を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第2項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当することを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

秋田県の休日を含め、平成15年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成15年9月1日（月）から同9月5日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所

4 審査手数料

(1) 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者において、22,050円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ22,050円から同表中欄の技能検定員審査（普通二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審 査 細 目	技能検定員審査（普通二種）に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,750円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	8,250円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,850円
4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,300円

備考 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、15,150円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018 823 7740）

秋田県公安委員会告示第99号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公告する。

平成15年8月29日

秋田県公安委員長 大 淵 宏 道

1 技能検定員審査の種類

(1) 技能検定員審査（大型二種）

2 技能検定員審査開始の期日及び場所

(1) 期日

平成15年10月28日（火）午前10時から午後4時まで

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の手続き

(1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、大型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（大型）を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号、又は第3項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

秋田県の休日を含め、平成15年秋田県条例第29号）第1条第1項に規

定する県の休日を除き、平成15年10月20日（月）から同10月24日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番 1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所 係

4 審査手数料

(1) 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者については、22,050円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ22,050円から同表中欄の技能検定員審査（大型二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審 査 細 目	技能検定員審査（大型二種）に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,750円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	8,250円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,850円
4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,300円

備考 審査細目の1、2、3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、21,300円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018 823 7740）

秋田県公安委員会告示第100号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、

次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成15年8月29日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

1 教習指導員審査の種類

(1) 教習指導員審査（普通二種）

(2) 教習指導員審査（大型二種）

2 教習指導員審査開始の期日及び場所

(1) 期日

平成15年10月28日（火）午前10時から午後4時まで

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番 1号 秋田県警察運転免許センター

3 教習指導員審査の手続き

(1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者については、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）を、教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者については大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号、又は第5項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

秋田県の休日を除き、平成15年10月20日（月）から同10月24日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番 1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所 係

4 審査手数料

(1) 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者又は教習指導員審査（普通二

種)を受けようとする者にあつては、12,550円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,550円から同表中欄の教習指導員審査(大型二種、普通二種)に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審査細目	教習指導員審査 (大型二種、普通二種)に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,900円
2 技能教習に必要な教習の技能	2,050円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,850円
備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、8,950円を減ずる。 2 審査細目の1、2、及び3に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、11,800円を減ずる。	

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018 823 7740)

発行者

秋田県

購読料金

一月三千五百円

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄